

# 旧イギリス領カリブ海諸国の対外経済関係

いま 井 圭 子

はじめに

- I 経済的低開発性のとらえ方
- II 独立に至る過程
- III 経済規模に関する考察
- IV 国際収支構造における3類型  
むすびにかえて

## はじめに

ラテンアメリカの一地域を構成するカリブ海地域(注1)において1960年代以降独立国があいついで誕生している。こうした一連の独立は、19世紀初めにおける他の多くのラテンアメリカ諸国の独立から1世紀半ほど遅れて到来し、また第2次世界大戦後のアジア、アフリカ地域における民族解放運動の高揚の最中で達成された独立にも若干の時的遅れを伴うものである。このようにカリブ海地域における独立が、一部の国ぐにを除いて1960年代以降に持ち越されることになったのは、政治、経済、社会など広範囲に及ぶ諸要因の影響によるものであった。

ところで、1960年代以降のカリブ海地域における独立の多くはイギリス領カリブ海地域で達成されてきた。すなわち1962年のジャマイカ、トリニダッド・トバゴ、66年のガイアナ、バルバドス、73年のバハマ連邦、74年のグレナダ、75年のスリナム、78年のドミニカ連邦、79年のセントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン諸島、81年のベリーズ、アンティグア・バービューダ、83年

のセントクリストファー・ネイビスと続くカリブ海地域の独立は、スリナムを除いてすべてイギリス領カリブ海地域において達成されている。そしてその結果カリブ海地域におけるイギリス領の非独立地域は、ヴァージン諸島、ケイマン諸島、タークス・カイコス諸島、パーミューダ諸島、セントセラト島、アンギラ島を残すだけとなった。

これら旧イギリス領カリブ海諸国は、4世紀余に及ぶ長い植民地期を経ても現在なおその経済構造はきわめて対外依存度が高く、それは投資、貿易、技術、人的資源、消費形態など広範囲に及んでいる。本稿ではカリブ海地域のなかでも旧イギリス領カリブ海地域に研究対象を限定し、その対外経済関係について考察していくことにしたい。本稿の構成について述べる前に、対象地域を限定する理由について少し説明しておきたい。というのはこのことがカリブ海地域における経済的低開発性をどのように捉えるかという問題に深く関わってくるからである。

カリブ海地域はヨーロッパと新大陸を結ぶ要石として15世紀末以降スペイン、イギリス、フランス、オランダの勢力抗争の渦中におかれ、また19世紀後半以降においては米西戦争を転機としてアメリカの政治・経済力の急速な拡大をみた。その間カリブ海に浮かぶ島々は欧米列強諸国の植民地支配下におかれ、その経済は植民地本国との垂直的分業関係のなかに組み込まれていった。その過程でこの地域における在来の自給自足的経済構造

は破壊され、新たに熱帯プランテーションに立脚した経済構造が移植されるところとなったのである。その間カリブの島々は相互間の経済補完関係を育成するのではなく、もっぱら植民地本国との経済的結びつきを強める道を歩むことになった。こうした現状を鑑みると、カリブ海地域の経済問題を研究するに際して、旧植民地本国を同じくする地域を同一のグループにまとめて考察の対象とすることが、一つの研究視角として重要になってくると思われる。

このような視点にもとづき、本稿では旧イギリス領カリブ海諸国における経済構造の特質を、対外的側面から明らかにすることを課題とし、次のような構成で論述していく。まず第Ⅰ節では旧イギリス領カリブ海地域における経済的低開発性をとらえる視点について検討したうえで、第Ⅱ節において旧イギリス領カリブ海地域が独立に至る過程を経済的側面から概観する。そして第Ⅲ節では、独立後の経済建設過程においてその受皿として重要な意味を持つ各国の経済規模について、旧イギリス領カリブ海諸国の基本的経済指標を踏まえて考察し、第Ⅳ節では同諸国の対外経済関係の特質を、各国の国際収支構造の分析をとおして明らかにしていく。

(注1) 本稿ではカリブ海地域はカリブ海に浮かぶ島々に加えて、中米、南米大陸に位置する一部の国々におよび植民地をも含んでいる。それは地域区分の基準として、地理上の位置関係に加えて、人種構成、歴史、政治、経済、社会、文化、(旧)植民地統治国との関係など広範囲に及ぶ諸要因を考慮に入れた結果である。

## I 経済的低開発性のとらえ方

カリブ海地域における経済的低開発性について考察する場合、従来から次のような二つの視角か

らの分析が試みられてきた。その一つは「経済従属論」とでも呼ばれるべきもので、植民地時代に在来の経済構造がその根底から崩され、植民地宗主国を中心とする先進工業諸国との垂直的経済分業関係が形成、深化させられてきた過程を重視する研究視角である。同説においては、カリブ海地域の従属的経済構造の形成を歴史的過程を踏まえて把握し、独立以降においても広範囲に継承されることになったそうした基本的な経済構造の実態を分析することが研究課題の主軸に据えられ、さらに経済開発の方向はまず何よりもこのような従属的経済構造の克服に求められていくことになる。こうした視角からの代表的な研究書の一つとしてG・L・ベックフォード編『カリブ経済：従属と後進性』を挙げることができよう<sup>(注1)</sup>。同書の中の中心的課題は、「カリブ地域の低開発性はその従属性に起因するものである」<sup>(注2)</sup>との視点に立脚して、同地域における経済的従属性の分析に求められている。

もう一つの視角からの研究は「経済規模論」とでも呼ばれるべきものである。すなわちカリブ海地域は人口規模、国土面積などの指標からみても超ミニ諸島・国家の集まりであり、その経済問題を考察するに際して経済規模と経済開発の関係を主軸に据えて議論を展開していく方法である。こうした研究方法に立脚してカリブ海地域の経済問題を体系的に論じた研究書はいまだ数少なく、そのなかで代表的著作を挙げるとすれば、W・G・デマス著『カリブ地域を対象とした小国家における発展の経済学』<sup>(注3)</sup>となろう。同書における研究課題の設定について著者は次のように述べている。「これまでになされた経済発展の問題に関する研究の大半は国の規模に関して十分な考慮を払わないできた。私はトリニダッドにおける経済計

画に関係する仕事をとおして、これまでに受け入れられてきた経済発展に関する理論の多くについて、それらがはたして経済規模の小さい国々に適用可能であろうかといった疑問を抱くようになった。そしてカリブ海地域におけるような小国家については、何らかの異なったアプローチが必要であるという結論に達した<sup>(注4)</sup>。こうした問題意識にもとづき、同書の研究課題は「カリブ海地域を中心とした小国における経済発展論の模索」<sup>(注5)</sup>に求められている。

前述したように、「経済規模論」の視点からのカリブ海地域研究はいまだ体系的なものが少ないので、ここで同書の構成を要約しておこう。まず第1部では理論的枠組の構築がめざされ、第1章「低開発と自立的成長の基準」においては一国の経済規模を考慮に入れた経済開発の理論化が試みられ、第2章「小国における低開発と自立的成長」では、とくに小国に限定してその低開発性、自立的成長に伴う諸問題、経済開発戦略について考察される。第2部では、第1部で考察された理論的枠組に関して、旧イギリス領・イギリス領カリブ海地域を中心としたカリブ海地域への適用が試みられる。まず第3章「カリブ海地域経済の特質」においては小国経済の特徴づけ、タイプ分けを踏まえてカリブ海地域経済の特質について考察される。その主要なものとして、プランテーション経済と小農経済の二重構造、イギリスおよびカナダ市場における特惠優遇措置に守られたコスト高輸出向農業の実態、民主政治・自由な労働運動へ大きく傾斜した政治指導者層の理念、賃金水準における近代的セクターと非近代的セクター間の大きな格差、長期間に及ぶ西欧世界との接触をとおして移植されていった西欧型生活習慣とそれにもとづく旺盛な生活水準向上意欲、鉱業、製造業、砂糖

産業などにおける強い外資依存度、そして小国特有の財政問題などがとりあげられている<sup>(注6)</sup>。さらに第4章「カリブ海地域の経済計画をめぐる諸問題」においては、第3章で考察された経済的諸問題を克服すべき経済政策・経済計画に対する問題点の指摘と経済開発政策への提言が盛り込まれている。

以上簡単ではあるが、カリブ海地域経済に関する二つの研究視角について紹介した。ところでここにとりあげた2冊の著作にも見受けられるように、二つの視角からの研究は相互に統合、体系化されるまでには至っていない。そして一方で、「経済規模論」の視角からのカリブ海地域経済研究においてはまだその研究業績が数少ないのに対して、他方「経済従属論」的なアプローチに立脚した研究が盛んになってきている。ところで筆者には現在のところ、前掲2書に対してカリブ海地域経済の実情に即した本格的な批評を試みるだけの準備がなく、この点については稿を改めることとし、ここでは両書において提示された問題意識、研究視角がいずれもカリブ海地域経済の研究において十分考慮、検討されなければならないことを明記しておきたい。そして今後の研究においては、超歴史的な視点である経済規模論を、歴史的変容過程の経済構造分析を重視する「経済従属論」のなかに取り込んでいく方向がめざされるべきであるというのが筆者の見解である。そうした研究の一環として次節以下では旧イギリス領カリブ海諸国の対外経済関係の実態を、各国の経済規模の問題に留意しながらみていくことにする。

(注1) Beckford, George L., *Caribbean Economy: Dependence and Backwardness*, キングストン(ジャマイカ), Institute of Social and Economic Research, University of the West Indies, 1975年。

(注2) 同上書 vページ。なお同書の構成は以下のとおり。序における課題設定に続き、第1章 西インドの人びと (Jack Harewood), 第2章 カリブ地域経済の特質 (Kari Levitt; Lloyd Best), 第3章 現状と変容 (William G. Demas), 第4章 カリブ地域の農業経済 (George L. Beckford), 第5章 カリブ地域の鉱業経済 (Norman Girvan), 第6章 公共政策 (Maurice A. Odle), 第7章 労働に関する文献解題 (Lloyd Best), 第8章 カリブ経済問題に関する主要文献リスト, エピローグ。

(注3) Demas, William G., *The Economics of Development in Small Countries with Special Reference to the Caribbean*, モントリオール, McGill University Press, 1965年。

(注4) 同上書 ixページ。

(注5) 同上書 3ページ。

(注6) 同上書 117ページ。

## II 独立に至る過程

旧イギリス領カリブ海諸国の独立後における対外経済関係について考察する前に、まず独立に至る過程を経済的側面から概観しておこう。

現在の旧イギリス領カリブ海地域におけるイギリスの植民地支配開始時期についてはいくつかの説が存在している。15世紀末のコロンブスによる探険以来、カリブ海地域一帯にスペイン、ポルトガル、イギリス、フランス、オランダ、さらにはアメリカなど諸列強の政治・経済的影響が強まり、これらの国々に相互間に勢力の確執がくり広げられていったわけである。こうした状況の下でイギリスがカリブ海地域において植民地統治を定着させていったのは、通説的には17世紀以降と考えられている<sup>(注1)</sup>。そしてこうした植民地化の過程で、この地域においては在来の自給自足的な経済構造が広範囲にわたって破壊され、それにかわって欧米諸国から投下された資本、アフリカ、アジ

ア諸地域から導入された労働力に立脚した砂糖プランテーションを主軸とするモノカルチャー経済が形成されていったのである<sup>(注2)</sup>。

ところで熱帯プランテーション経営において必要とされる大量の労働力の確保は、原住民労働力に加えてそれを補強する形で輸入されたアフリカからの黒人奴隷に求められていった。さらにまた1830年代においてイギリス・フランス領カリブ海地域で奴隷制が廃止された後は、アジアを中心とする諸地域から、多くの場合年季奉行人制度に依拠して労働力の補充がなされた。こうした域外からの労働力の調達にはプランテーション経済のブームを背景として展開されたものであったが、19世紀に入り、奴隷制廃止により奴隷労働力の調達が困難になったこともあって、砂糖生産の中心はイギリス領カリブ海地域からキューバをはじめとするスペイン領カリブ海地域へと移行していった。その結果イギリス領カリブ海地域においては、砂糖プランテーション経済の伸び悩みを補強する新たな産業分野を見出した一部の国々にを除いて、停滞的な経済構造が過剰人口を抱え込むという窮状に追い込まれるところとなり、経済、社会問題が深刻化していったのである。

こうした問題の実態は、1938年10月から39年4月にかけて、西インド地域の実情把握のためイギリス本国から派遣された王室西インド調査団の報告書に詳述されている。同報告書は1940年2月にその一部が発表された後、数年を経た45年6月にその全容が公表されている。それにはイギリス領カリブ海地域における政治・経済・社会構造の実態調査の結果に加えて、同地域に対するイギリス本国の統治政策への提言が収録されている。その骨子は次のように要約される<sup>(注3)</sup>。まず最初にイギリス領カリブ海地域が抱える経済問題はきわめ

て深刻で、その抜本的な改善には長い歳月が必要とされることを明記している。そしてその対策として、一方で具体的な経済開発政策が提起され、砂糖産業に対する生産計画と価格政策の整備、農作物栽培の多様化、農地の開発促進、小農生産の奨励、海上および航空輸送網の整備などが重点項目として盛り込まれている。しかしながら他方では、同地域における社会問題は、こうした経済開発政策の実施によってもたらされるであろう成果をまって社会福祉政策に着手するのでは、時宜を逸してしまうほど状況は切迫しているとして、この問題をきわめて重視している。そしてイギリス本国は同地域に対する援助政策として、経済開発に加えて社会福祉、医療、衛生、教育などの諸問題に対する対策を早急に実施しなければならないことを強調している(注4)。

この報告書の基本線からも察知できるように、1930年代末のイギリス領カリブ海地域においては、在来の自給自足的な経済構造を破壊する形で導入された砂糖プランテーション経済がその最盛期を終え、しかもプランテーション経済のブーム期に導入された労働人口とその後の高率な人口増加の下で過剰人口問題が深刻化し、失業者層が急速に増大、累積していたのである。

こうした状況の下で、イギリス領カリブ海地域は第2次世界大戦を契機として、イギリス本国との経済関係において大きな変化をみることになった。というのは、一方で従来のイギリス本国との経済的結びつきが弱まっていくのに対応して、他方でアメリカとの関係が強まっていったからである。このことを貿易関係についてみてみよう。第1表は旧イギリス領カリブ海諸国およびイギリス領カリブ海地域の主要な貿易相手国の推移を示している。同表から察知できるように、一部の例外

を除き、1950年代を境として主要な貿易相手国がイギリスからアメリカへと移行してきている。これは1929年恐慌を契機として形成されていった大英帝国経済圏とスターリング・ブロックの第2次世界大戦後における崩壊、とくに封鎖ポンド問題の処理に至る過程を反映している。この過程で注目しなければならないのは、大英帝国経済圏に属しながらドル・ブロックのメンバーであったカナダの役割である。同国は、イギリス領カリブ海地域の主要な貿易相手国がイギリスからアメリカへと移行する過程において、いわばその橋渡しの役割を演ずる結果となり、ポンドが他通貨との交換性を回復するまでの時期においてはとくにそうした傾向が強かった。

一般的すう勢として、第2次世界大戦後とくに1950年代以降において、イギリス領カリブ海地域とイギリスとの貿易関係が弱まりアメリカとのそれが強まってきていることは前述のとおりであるが、より立ち入ってみると、独立期が遅れた超ミニステート、とくにドミニカ連邦、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン諸島のようにその輸出市場を依然としてイギリスに大きく依存している国ぐにもみうけられる。ここでこうしたイギリスへの依存傾向がこれら超ミニステートの独立を遅延させる一つの重要な要因として作用してきた点に留意したい。

このようなイギリス領カリブ海地域とイギリス本国との間の経済的結びつきにおける相対的後退は、前者の独立を促す主要因の一つとして作用してきたわけであるが、他方独立に至る前段階としてこの地域において連合組織形成の動きがみられた。次にこの点についてみておくことにしよう。

ところでミニステートの寄り集まりであるカリブ海地域においては、すでに17世紀ごろから西イ

第1表 カリブ共同体・共同市場諸国貿易におけるイギリス・カナダ・アメリカのシェア (%)

|                 | 国名                | 輸 入  |      |      |                    |                    | 輸 出                |      |      |      |                    |                   |                    |
|-----------------|-------------------|------|------|------|--------------------|--------------------|--------------------|------|------|------|--------------------|-------------------|--------------------|
|                 |                   | 1939 | 1947 | 1957 | 1967               | 1972               | 1977               | 1939 | 1947 | 1957 | 1967               | 1972              | 1977               |
| 域内<br>先進諸国      | ジャマイカ             | 28.3 | 20.0 | 38.1 | 19.9               | 19.0               | 9.7                | 62.0 | 77.7 | 38.1 | 26.3               | 22.1              | 19.9               |
|                 |                   | 19.8 | 31.1 | 12.0 | 11.4               | 7.1                | 5.6                | 23.2 | 12.5 | 30.1 | 14.0               | 4.8               | 8.1                |
|                 |                   | 22.6 | 33.7 | 22.6 | 39.0               | 37.3               | 36.2               | 6.0  | 3.0  | 22.6 | 40.0               | 43.8              | 43.7               |
|                 | トリニダード・トバゴ        | 35.8 | 23.0 | 36.2 | 14.5               | 12.8               | 10.5               | 40.2 | 37.2 | 32.7 | 12.6               | 8.1               | 2.0                |
|                 |                   | 14.8 | 30.0 | 7.0  | 5.2                | 3.6                |                    | 7.2  | 6.2  | 3.0  | 4.4                | 2.8               |                    |
|                 |                   | 25.5 | 22.8 | 14.1 | 16.3               | 18.8               | 20.9               | 4.4  | 4.4  | 7.3  | 41.9               | 44.5              | 72.3               |
|                 | ガイアナ              | 44.3 | 26.2 | 44.1 | 25.5               | 30.3               | 21.0               | 51.1 | 44.5 | 40.1 | 24.3               | 29.4              | 33.5               |
|                 |                   | 17.9 | 32.9 | 8.6  | 11.0               | 5.1                | 3.7                | 26.3 | 37.1 | 37.1 | 18.4               | 6.7               | 5.2                |
|                 |                   | 14.1 | 25.1 | 17.7 | 27.6               | 24.4               | 26.9               | 8.2  | 6.5  | 7.3  | 23.5               | 24.9              | 18.0               |
|                 | バルバドス             | 35.3 | 26.8 | 39.4 | 28.6               | 26.8               | 18.9               | 38.1 | 31.5 | 56.7 | 41.5               | 34.4              | 8.1                |
|                 |                   | 19.4 | 35.9 | 14.4 | 12.5               | 10.0               | 7.1                | 50.4 | 52.0 | 23.8 | 6.8                | 5.8               | 5.6                |
|                 |                   | 15.9 | 19.5 | 9.0  | 19.8               | 19.3               | 25.5               | 3.6  | 3.0  | 4.9  | 15.6               | 13.3              | 32.7               |
| 域内<br>低開<br>発諸国 | ドミニカ              |      |      |      |                    | 27.2               | 25.9               |      |      |      |                    | 76.0              | 69.4               |
|                 |                   |      |      |      |                    | 6.0                | 6.8                |      |      |      |                    |                   |                    |
|                 |                   |      |      |      |                    | 14.5               | 13.3               |      |      |      |                    | 3.3               | 2.4                |
|                 | セントルシア            |      |      |      |                    | 31.3               | 23.9               |      |      |      |                    | 57.6              | 44.5               |
|                 |                   |      |      |      |                    | 8.4                | 6.9                |      |      |      |                    |                   |                    |
|                 |                   |      |      |      |                    | 15.8               | 25.0               |      |      |      |                    | 2.2               |                    |
|                 | セントヴィンセント・グレナディーン |      |      |      | 33.2 <sup>1)</sup> | 28.1               | 28.8 <sup>2)</sup> |      |      |      | 61.7 <sup>1)</sup> | 61.1              | 70.6 <sup>2)</sup> |
|                 |                   |      |      |      | 10.9 <sup>1)</sup> | 9.3                | 12.0 <sup>2)</sup> |      |      |      | 3.7 <sup>1)</sup>  | 2.3               | 1.5 <sup>2)</sup>  |
|                 |                   |      |      |      | 10.1 <sup>1)</sup> | 9.3                | 8.8 <sup>2)</sup>  |      |      |      | 8.3 <sup>1)</sup>  | 5.6               | 3.1 <sup>2)</sup>  |
|                 | ベリーズ              | 15.8 | 9.6  | 32.7 | 30.4               | 21.2               | 15.3               | 15.2 | 14.6 | 38.0 | 38.5               | 26.7              | 31.6               |
|                 |                   | 7.1  | 14.2 | 3.0  | 4.3                | 4.3                | 2.2                | 2.1  | 10.9 | 2.5  | 9.6                | 9.8               | 0.2                |
|                 |                   | 32.4 | 56.0 | 39.8 | 34.2               | 34.8               | 41.6               | 69.2 | 57.8 | 21.2 | 30.1               | 55.5              | 39.1               |
| アンティグア          |                   |      |      |      | 20.8               | 19.1 <sup>2)</sup> |                    |      |      |      | 1.9                | 2.6 <sup>2)</sup> |                    |
|                 |                   |      |      |      | 8.0                | 5.4 <sup>2)</sup>  |                    |      |      |      | 24.4               | 0.3 <sup>2)</sup> |                    |
|                 |                   |      |      |      | 17.9               | 18.9 <sup>2)</sup> |                    |      |      |      | 20.7               | 9.9 <sup>2)</sup> |                    |
| モントセラト          |                   |      |      |      | 30.8               | 25.4               |                    |      |      |      |                    | 0.2               |                    |
|                 |                   |      |      |      | 12.2               | 4.6                |                    |      |      |      |                    |                   |                    |
|                 |                   |      |      |      | 15.1               | 27.6               |                    |      |      |      |                    | 30.6              |                    |

(出所) Colonial Office, *British Dependencies in the Caribbean and North Atlantic 1939-1952*, ロンドン, Her Majesty's Stationery Office, 1952年, 84~97ページ; United Nations, *Yearbook of International Trade Statistics*, ニューヨーク, 各年版。

(注) 数値は各国とも上, 中, 下段の順に各イギリス, カナダ, アメリカ向けシェアを示す。

1) 1968年。2) 1975年。

ンド諸島連合結成の動きがみられ, 18, 19世紀にはイギリス本国側から植民地統治の効率化をめざす主張に主導されたイギリス領カリブの連合結成試案が提示されたこともあった。イギリス側のこうした動きは1929年恐慌の影響を経てさらに強まり, 第2次世界大戦後の58年にはイギリス領カリブ海地域において西インド連邦が結成される運びとなった。イギリス本国側はイギリス領カリブ海地域における植民地統治の一本化と, それにもと

づく植民地関係費の節約を意図していた。他方西インド連邦を構成するメンバー側の諸事情は複雑, 多様であり, とくにメンバー諸国間の政治, 経済状況の相違が西インド連邦結成過程において大きな障害として作用した。そうして同連邦はその結成4年後に, 早くもその有力メンバーであったジャマイカとトリニダード・トバゴの脱退に直面し, そのことが組織の解体を促すことになったのである。

しかし西インド連邦解体の根本的な原因は多岐に及んでいる。なかでも直接的な要因として作用したのは、第1に連邦組織の目的、第2に財源問題、そして第3に連邦政府を主導する指導者の資質をめぐる諸問題であった。

第1点は西インド連邦を政治的かつ経済的統合体とするか、あるいは経済的統合体にのみ限定するかをめぐる問題で、この点についてメンバー諸地域間の意見統一が難航した。経済規模、経済力を異にする島々の寄り集まりである西インド連邦において、ジャマイカのような城内先進地域は、一方で連邦結成による経済的統合体から得られる経済的利益に多くを期待しながら、他方では弱小メンバーとの連合による政治経済的損失を最小限に食い止めたいとの意向を強く持っていた。

また第2点については、財源確保の手段が不明確であり、連邦政府の財政基盤は弱体なまま残されてしまっていたのである。

さらに第3点についてであるが、トリニダード・

トバゴのE・ウィリアムズ(Eric Williams)に代表されるようなイギリス領カリブ海地域における強力な政治的指導者たちが、連邦よりも自国内に政治的活動の場を求め、その結果として西インド連邦そのものは強力な政治家の指導力に恵まれず、それが連邦組織の弱体化を招く主因の一つとなったのである。

以上直接的原因について述べたが、西インド連邦解体の根本的な原因は、やはりなんといっても4世紀近くに及ぶ植民地支配下での経済構造の変容に求められる。すなわち、カリブ海地域の在来の経済構造はモノカルチャー経済の導入によりその根底から崩され、植民地本国との垂直的経済関係が強められていく過程で、カリブ海地域内相互間の経済的結びつきはきわめて稀薄になっていったのである。そのため、こうした状況の下で組織されることになった西インド連邦の存立基盤は当初からきわめて脆弱であり、その結果イギリス領カリブ海地域は西インド連邦という統合体としてで

第2表 旧イギリス領カリブ

| 国名                   | 独立年月日                     | 人口(万人)<br>(1982年央<br>国連推計) | 国土面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 人口密度<br>(1982年)<br>(人/km <sup>2</sup> ) | 可耕地面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 1人当り可耕地<br>面積<br>(1982年)<br>(ha) |
|----------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|---|-----------------------------|----------------------------------|
| ジャマイカ                | 1962. 8. 6                | 225                        | 11,424                     | 197.0                                   | 4,880.0                     | 0.22                             |
| トリニダード・トバゴ           | 1962. 8. 31               | 120                        | 5,128                      | 234.0                                   | 1,688.5                     | 0.14                             |
| ガイアナ                 | 1966. 5. 26               | 92.5                       | 214,969                    | 4.3                                     | 31,500.0                    | 3.41                             |
| バルバドス                | 1966.11.30                | 27.5                       | 431                        | 638.1                                   | 300.0                       | 0.13                             |
| バハマ連邦                | 1973. 7. 10               | 22.5                       | 11,406                     | 19.7                                    |                             |                                  |
| グレナダ                 | 1974. 2. 7                | 11                         | 344                        | 319.8                                   | 240.2                       | 0.22                             |
| ドミニカ連邦               | 1978.11. 3                | 8.5                        | 777                        | 109.4                                   | 219.5                       | 0.26                             |
| セントルシア               | 1979. 2. 22               | 12.5                       | 616                        | 202.9                                   | 480.9                       | 0.38                             |
| セントヴィンセント            | 1979.10.27                | 15                         | 389                        | 385.6                                   | 158.4                       | 0.11                             |
| ベリーズ                 | 1981. 9. 21               | 17.5                       | 22,965                     | 7.6                                     | 8,740.0                     | 4.99                             |
| アンティグア・バービューダ        | 1981.11. 1                | 8                          | 442                        | 181.0                                   | 267.9                       | 0.33                             |
| セントクリストファー・ネイビス・アンギラ | 1983. 9. 19 <sup>2)</sup> | 7                          | 397                        | 176.3                                   | 217.9 <sup>3)</sup>         | 0.54 <sup>3)</sup>               |

(出所) Chernick, Sidney E., *The Commonwealth Caribbean*, ボルチモア, Johns Hopkins University Press, 年; IMF, *Balance of Payments Statistics*, 第34巻第1部, ワシントンD. C., 1983年; CEPAL [国連ラテ  
(注) 1) 1972年の数値。2) セントクリストファー・ネイビスのみ独立。3) セントクリストファーのみの数

はなく、単独の国家として独立する道を選択することになったのである。そうして同地域においては、1962年のジャマイカとトリニダッド・トバゴに続いて、現在に至るまでつぎつぎと独立国が誕生しているのである。

(注1) カリブ海地域におけるイギリスの植民地統治の開始時期に関する諸説のうち、ここでは通説的見解をとるバックストンに基づく年次を示しておこう。アンティグア(1663年)、バハマ(1783年)、バルバドス(1662年)、バーミューダ(1684年)、イギリス領ギアナ(1814年)、イギリス領ホンジュラス(1638年に最初の入植、ジャマイカの一部として植民地統治下におかれていたが、1884年ジャマイカから分離した植民地となる)、ケイマンおよびタークス・カイコス諸島(各島1670、1848年にジャマイカの属領となる)、ドミニカ(1763年)、グレナダ(1763年)、ジャマイカ(1670年)、モントセラト(1642年)、セントキッツ・ネイヴィス(1625年)、セントルシア(1814年)、セントヴィンセント(1763年)、トリニダッド・トバゴ(各島1802、1814年に植民地化、1899年に両島合併)、ヴァージン諸島(1666年)、ウィンドワード諸島(1763、1814年に植民地化、1885年に連合)。Cook, Chris; John Paxton, *Commonwealth Political Facts*, ロンドン, Mac-

millan Press, 1979年, 2~4 ページ。

(注2) 旧イギリス領カリブ海諸国の植民地期から独立に至る経済的背景について、より詳しくは拙稿「旧英領カリブ諸国の経済自立への試み」(『アジア経済』第23巻第7号 1982年7月号)を参照のこと。

(注3) Colonial Office, *British Dependencies in the Caribbean and North Atlantic 1939-1952*, ロンドン, Her Majesty's Stationery Office, 1952年による。

(注4) 同報告におけるこうした政策提言が一つの重要な契機となって、1940年イギリス本国において植民地開発福祉法(Colonial Development and Welfare Act)が制定された。同法はその後のイギリスの対植民地援助政策の基本線を準備するものとなった。

### III 経済規模に関する考察

旧イギリス領カリブ海地域はミニステートの寄り集まりであり、その経済分析においては第I節で検討したように、経済規模に関する考察が不可欠となる。したがってまず本節では基本的経済指標にもとづき各国経済の規模と特質をおさえてお

海諸国の経済指標

| 失業率<br>(%)         | GDP<br>(億USドル)<br>(1980年) | 1人当りGDP<br>(USドル)<br>(1980年) | 商品輸出額<br>GDP<br>(1980年)(%) | 商品輸入額<br>GDP<br>(1980年)(%) | 農業生産額<br>GDP<br>(1974年)(%) | GDP年平均<br>実質成長率<br>(1970~79年)<br>(%) |
|--------------------|---------------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 11.3               | 23                        | 1,030                        | 32.2                       | 34.7                       | 7.8                        | -3.7                                 |
| 22.0               | 51                        | 4,370                        | 38.9                       | 26.3                       | 4.7 <sup>1)</sup>          | 4.5                                  |
| 12.8               | 5.5                       | 1,690                        | 54.3                       | 54.0                       | 30.5                       | 0.0                                  |
| 7.7                | 7.6                       | 3,040                        | 18.2                       | 48.4                       | 12.4 <sup>1)</sup>         | 2.1                                  |
|                    | 8.0                       | 3,300                        | 19.3                       | 76.9                       |                            | -4.7                                 |
| 15.0~20.0          | 0.8                       | 690                          | 16.7                       | 50.1                       | 24.9                       | -1.3                                 |
| 23.0               | 0.5                       | 620                          | 14.9                       | 74.3                       | 37.8                       | -3.2                                 |
| 18.0               | 1.1                       | 850                          | 32.1                       | 78.6                       | 20.6                       | 2.8                                  |
| 18.0               | 0.6                       | 520                          | 25.5                       | 66.6                       | 21.4                       | -1.7                                 |
| 4.7                | 1.6                       | 1,080                        | 68.7                       | 91.3                       | 15.3                       | 2.1                                  |
| 20.0               | 1.0                       | 1,270                        | 21.3                       | 78.9                       | 6.9                        | -2.6                                 |
| 13.5 <sup>2)</sup> | 0.3                       | 580                          |                            |                            | 30.4 <sup>3)</sup>         |                                      |

1978年; Johnson, Otto T. 編, *Almanac, Atlas & Yearbook 1983*, ニューヨーク, A & W Publishers, 1982  
ンアメリカ経済委員会], *Estudio económico de america latina 1981*, サンチャゴ, 1983年より作成。  
値。

くことにしよう。

第2表には旧イギリス領カリブ海12カ国を独立年次順に配列し、各国の経済指標を掲げておいた。同表からわかるように、旧イギリス領カリブ海諸国の人口規模はきわめて小さく、最も大きいジャマイカでさえ225万人、ついでトリニダッド・トバゴが120万人、残りの10カ国はいずれも100万人未満で、12カ国の人口を合計してもラテンアメリカ総人口の2割にも満たない560万人余である。また国土面積で見ると、ガイアナが21万4969平方メートルと突出して大きく、それに続くベリーズ、ジャマイカ、バハマ連邦が各2万2966平方メートル、1万1424平方メートル、1万1406平方メートル、そしてトリニダッド・トバゴが5128平方メートルを有しているが、残りの7カ国はいずれも800平方メートルにも満たない超ミニステートである。そのため人口密度はガイアナ、ベリーズ、バハマ連邦において1平方メートルにつき各4.3人、7.6人、19.7人という低水準に留まっているのを除いて、他の9カ国はいずれも3桁台に及ぶ高密度で、著しい人口圧力を抱え込んでいる。

次に可耕地面積についてみると、ガイアナの3万1500平方メートルに次いでベリーズ8740平方メートル、ジャマイカ4880平方メートル、トリニダッド・トバゴ1689平方メートルで、残りの国々には500平方メートル未満ときわめて狭小である。その結果として1人当り可耕地面積はベリーズの4.99<sup>ヘクタール</sup>、ガイアナの3.41<sup>ヘクタール</sup>を除きいずれの国々にも0.5<sup>ヘクタール</sup>以下の零細さとなっている。このような地理的条件は農業生産に対する厳しい制約要因として作用しており、各国は従来からの農業生産を主軸としたモノカルチャー経済からの脱却をはかるため、鉱物資源の開発、工業化、さらには第3次産業の育成・強化をめざしてきた。農業生産の国内総生産に占めるシェアをみてみると、1974年において一方でガイア

ナ、ドミニカ連邦、セントクリストファーで30<sup>億</sup>ドル台と高く、他方ジャマイカ、トリニダッド・トバゴ、アンティグア・バービューダで10<sup>億</sup>ドル未満と低く、残りの国々には10~20<sup>億</sup>ドル台となっている。

さらに国内総生産についてみていこう。1980年時点でトリニダッド・トバゴは51億US<sup>ドル</sup>、次いでジャマイカが23億US<sup>ドル</sup>、バハマ連邦、バルバドス、ガイアナは各8億US<sup>ドル</sup>、7.6億US<sup>ドル</sup>、5.5億US<sup>ドル</sup>と、国内総生産の規模が縮小している。以上の旧イギリス領カリブ海地域における域内先進諸国とされるこれら5カ国のそれと比較して、残りの域内低開発諸国の場合は1億US<sup>ドル</sup>台以下ときわめて小規模である。1980年の1人当り国内総生産をみると、一方でトリニダッド・トバゴ、バハマ連邦、バルバドスの3000US<sup>ドル</sup>台から4000US<sup>ドル</sup>台と高くなっているのに対して、他方でセントヴィンセント、セントクリストファー・ネイビス・アンギラ、ドミニカ連邦、グレナダは500US<sup>ドル</sup>台から600US<sup>ドル</sup>台と低水準である。旧イギリス領カリブ海諸国はドル換算された1人当り国内総生産水準において、いずれも発展途上国のなかでは、中所得国グループに属するが、各国間格差は大きく、前述した3000US<sup>ドル</sup>以上の水準にある3カ国が発展途上国のうちで上位中所得国に入り、その他の国々には下位中所得国グループに含まれる(注1)。1970年代の経済動向を70年から79年にかけての国内総生産の年平均実質成長率で見ると、産油国のトリニダッド・トバゴが4.5<sup>%</sup>、セントルシア、バルバドス、ベリーズが各2<sup>%</sup>を維持しているがその他の国々にはゼロ成長ないしはマイナス成長を記録している。イギリス領カリブ海地域においては1970年代末までに9カ国が独立し、80年代に入ってもさらに独立国の誕生が続いているが、独立後の経済動向は決して楽

観視できる状況にはない。

そして旧イギリス領カリブ海諸国の貿易依存度を国内総生産と商品輸出入総額との比率でみると、一部の例外を除き、一般的に輸出比率、輸入比率が著しく高い。とくに輸入比率の方は、トリニダッド・トバゴを除き30%台から90%台にまで及んでいる。そして輸出比率が輸入比率を上まわっているのは、トリニダッド・トバゴとガイアナの2カ国のみである。これはとりも直さずこの2カ国を除く国々に貿易収支が赤字に落ち込んでいることを意味するものであり、なかにはその輸入総額が輸出総額の5倍近くにまで及ぶ事例もみられる。

以上基本的な経済指標をとおして旧イギリス領カリブ海諸国の経済についてみてきた。これらの国々にはいずれも経済規模が小さく、そのことが各国の経済開発にとって大きな制約要因として作用してきた。ここで人口規模と独立年次に着目してみると、一部の例外を除き、人口規模が相対的に大きい国の方が独立年次が早いといった傾向がみられる。このことは経済規模の小さい国の方が、宗主国を中心とする先進諸国への経済・政治的依存関係が相対的に根強く、それがイギリス領カリブ海地域における小島の独立を遅らせる主要因となってきたことを推測させる。

本節では旧イギリス領カリブ海諸国の基本的経済指標を経済規模を中心にみてきたので、次節ではこのことを念頭におきながら同諸国の対外経済関係についてみていくことにしよう。

(注1) 世界銀行は中東の産油国を除く発展途上諸国を低所得国と中所得国に分け、また1981年については後者をさらに下位中所得国と上位中所得国に細分している。1980および81年の水準では、低所得国と中所得国は1人当たり国民所得420USドルで分けられている。また中所得における下位中所得国と上位中所得国の区

分は、1981年の水準で1700USドルを分岐線としている。World Bank, *World Development Report 1982*, ワシントン D. C., 1982年, 112~113ページ; 同, *World Development Report 1983*, 1983年, 148~149ページ。

#### IV 国際収支構造における3類型

本節では旧イギリス領カリブ海諸国の対外経済関係を、その国際収支構造をとおしてみていく。資料の制約上1981年に独立したベリーズ、83年に独立したセントクリストファー・ネイヴィスを除く10カ国に関して、過去数年間における動向を中心に考察していくことにしよう。

まず全体的な特質として指摘できるのは、トリニダッド・トバゴとガイアナを除く8カ国において、輸出を上回る輸入が恒常化しており、国際収支の基本的構造が脆弱である点である(後掲第3表)。一方でトリニダッド・トバゴが原油および石油製品、ガイアナがボーキサイト、アルミナといった鉱産物およびその加工品と砂糖・蜂蜜・米などの食品を主力とした輸出によって、貿易収支の大幅出超あるいは均衡状態を維持してきている。それに対して他の国々には砂糖、熱帯果実といった伝統的輸出産品に加えて、工業化政策の下でアルミナや石油製品(大半は輸入原油の精製)、繊維製品など新品目の輸出を伸ばしてきてはいるものの、輸入の方は食糧、原材料、燃料、機械、輸送機械、消費財ときわめて多岐に及び(第4表)、大幅な貿易収支の不均衡が続いている。旧イギリス領カリブ海諸国の大半は現時点において食糧自給を達成しておらず、かなりの食糧を輸入に依存している。また工業化をめざす経済開発の過程で原材料、機械、燃料の輸入が増加しているのに加えて、さらに消費生活におけるデモンストレーション効

第4表 旧イギリス領カリブ海諸国の貿易品目構成 (1977年)<sup>1)</sup>

1. 輸入品目構成

(%)

| 輸 入 品 目 | (1) 貿易収支黒字・均衡型 |       | (2) 貿易外収支大幅黒字型 |       | (3) 貿易外収支・移転収支・資本収支黒字型 |        |                      |               |       |
|---------|----------------|-------|----------------|-------|------------------------|--------|----------------------|---------------|-------|
|         | トリニダード・トバゴ     | ガイアナ  | バルバドス          | バハマ連邦 | ドミニカ連邦                 | セントルシア | セント・ヴィンセント・グレナディーン諸島 | アンティグア・バービューダ | ジャマイカ |
| 食料      | 8.0            | 12.9  | 19.0           | 2.4   | 30.8                   | 24.5   | 34.8                 | 30.0          | 15.8  |
| 燃料      | 19.3           | 27.9  | 27.8           | 3.0   | 36.7                   | 35.8   | 32.8                 | 26.3          | 36.0  |
| 機械      | 47.5           | 19.9  | 13.1           | 91.1  | 6.2                    | 7.2    | 6.8                  | 0.3           | 28.9  |
| 輸送機     | 11.4           | 18.5  | 11.3           | 0.9   | 6.9                    | 7.9    | 4.3                  | 13.5          | 8.8   |
| 消費の     | 7.0            | 10.0  | 6.8            | 0.8   | 5.7                    | 7.8    | 4.9                  | 13.1          | 3.5   |
| その他     | 6.4            | 7.9   | 18.5           | 1.9   | 13.7                   | 16.7   | 16.2                 | 16.5          | 6.5   |
|         | 0.3            | 2.7   | 3.4            | 0.0   | 0.2                    | 0.1    | 0.2                  | 0.3           | 0.4   |
| 合 計     | 100.0          | 100.0 | 100.0          | 100.0 | 100.0                  | 100.0  | 100.0                | 100.0         | 100.0 |

2. 輸出品目構成

| 輸 出 品 目 | (1) 貿易収支黒字・均衡型 |                    | (2) 貿易外収支大幅黒字型     |       | (3) 貿易外収支・移転収支・資本収支黒字型 |                    |                      |                    |       |
|---------|----------------|--------------------|--------------------|-------|------------------------|--------------------|----------------------|--------------------|-------|
|         | トリニダード・トバゴ     | ガイアナ               | バルバドス              | バハマ連邦 | ドミニカ連邦                 | セントルシア             | セント・ヴィンセント・グレナディーン諸島 | アンティグア・バービューダ      | ジャマイカ |
| 農産物     | 0.8            | 2.6                | 2.2                | 1.0   | 70.8 <sup>5)</sup>     | 49.3 <sup>6)</sup> | 90.5 <sup>7)</sup>   | 17.8               | 5.3   |
| 鉱産物     | 33.6           | 38.0               | 0.1                | 1.4   |                        |                    |                      |                    | 21.3  |
| 工業製品    | 65.6           | 59.3               | 97.7               | 97.6  | 29.2                   | 50.7               | 9.5                  | 82.2               | 73.4  |
| 加工食品    | 2.7            | 39.7 <sup>8)</sup> | 47.4 <sup>4)</sup> | 1.1   | 14.2                   | 22.7               | 7.9                  | 29.7 <sup>8)</sup> | 15.2  |
| 繊維      | 0.5            | 1.7                | 26.7               | 0.2   | 1.6                    | 7.6                | 1.3                  | 41.0               | 0.7   |
| 木材・木製品  | 0.0            | 0.9                | 0.0                |       | 0.0                    | 0.1                | 0.0                  | 0.2                | 0.0   |
| 紙       | 0.3            | 0.5                | 0.8                |       | 0.2                    | 17.9               |                      | 0.2                | 0.3   |
| 化学製品    | 61.1           | 13.1               | 5.2                | 95.7  | 12.6                   | 1.5                | 0.2                  | 1.3                | 54.2  |
| 非金属     | 0.1            | 0.2                | 0.0                | 0.7   |                        | 0.0                |                      | 0.9                | 0.2   |
| 基金      | 0.0            | 0.1                | 0.0                |       |                        |                    |                      |                    | 0.8   |
| その他     | 0.8            | 2.7                | 16.8               | 0.0   | 0.3                    | 1.6                | 0.0                  | 8.9                | 1.5   |
|         | 0.2            | 0.3                | 0.7                | 0.0   | 0.2                    | 0.1                | 0.1                  | 0.1                | 0.3   |
| 合 計     | 100.0          | 100.0              | 100.0              | 100.0 | 100.0                  | 100.0              | 100.0                | 100.0              | 100.0 |

(出所) United Nations, *Yearbook of International Trade Statistics, 1981*, 第1巻, ニューヨーク, 1982年。

(注) 1) バハマ連邦の輸出, セント・ヴィンセント・グレナディーン諸島の輸出入については1976年の統計。2) 石油製品・アルミナを含む。3) うち砂糖・蜂蜜27.9%, 米10.1%。4) うち砂糖・蜂蜜29.3%。5) うちバナナ58.9%。6) うち食肉5.8%, 砂糖・果実4.5%。7) うちバナナ57.2%。8) うち果実酒他酒類8.5%。

果が大きく働いて欧米諸国の消費様式が浸透しているため、欧米諸国からの消費財輸入がかなりのシェアを占めている。このように、短期間における輸入の大幅減少はきわめて困難な状況にある。

それでは貿易収支の逆調が恒常化している国々において、入超分の補填はどのようになされているのであろうか。次にこの問題についてみてみよう。その対応策は国によって相違しているが、赤字補填の源泉になっているのは、観光収入を主軸

とする貿易外収支、移民や出稼ぎ労働者の送金・政府援助などから成る移転収支、そして資本収支における各黒字分である。

以上のような国際収支の基本的な構造に着目し、ここで旧イギリス領カリブ海諸国を次の三つの型に分けて考察していくことにしよう。まず第1は貿易収支における出超あるいは均衡を維持している型、第2は貿易収支の大幅入超傾向が定着し、その赤字補填を、主として観光収入に基づく

貿易外収支の黒字額に依存している型、そして第3は貿易外収支、移転収支、資本収支の3部門における黒字額の集計に依拠して貿易収支の赤字を補填している型である。このような類型化したものが次にこれら三つの型についてやや立ち入った考察を加えることにしよう。

### 1. 貿易収支黒字・均衡型

第1のパターンに含まれるのはトリニダッド・トバゴとガイアナである。前者は独立後数年間貿易収支の入超を記録した後、1967年以降、71、72年を除いて一貫して貿易収支の出超を維持し、その黒字幅は73年の石油危機を契機として大きく拡大している。他方ガイアナの場合はここ数年間貿易収支は出超と入超の間を揺れ動いているが、独立前から1974年の独立後においても若干の年次を除いて小幅ながら出超基調が続いてきた<sup>(注1)</sup>。

ここで両国の主要輸出品目をみてみよう。トリニダッド・トバゴの輸出はすでに独立前の1950年代において原油・石油製品によってその大半が占められており、57年の輸出額における品目構成は原油・石油製品82.7%、食糧12.3%（うち砂糖8.9%、ココア2.3%）他であった<sup>(注2)</sup>。その後原油・石油製品の輸出額に占めるシェアはさらに増加し、現在では原油と、石油製品が大半を占める化学製品の輸出合計が全体の90%を超えるまでに達している（第4表）。他方かつての主要輸出品であった砂糖をはじめとする農産物のシェアはわずか1%未満にすぎなくなっている。

次にガイアナをみると、1957年の輸出品目構成では食品が61.5%、うち砂糖が輸出総額の50.3%、米が8.6%を占めており、次いで原材料が31.8%、うちボーキサイトが輸出総額の27.7%を記録していた<sup>(注3)</sup>。その後ガイアナからの輸出において、一方でボーキサイト、アルミナのシェアが大

きく伸び、他方で砂糖のそれが減少傾向を辿っていった。そうして現在の主要輸出品目ではボーキサイト、アルミナが首位を占め、次いで砂糖、米などの食品が続いている（第4表）。

このように貿易収支の大幅赤字に悩む旧イギリス領カリブ海諸国のなかで、トリニダッド・トバゴとガイアナだけは例外的存在であり、貿易収支において出超あるいは均衡化傾向を維持してきている。ガイアナの場合は貿易収支の均衡化傾向の状態に留まり、大幅出超を持続するまでには至っていない。他方トリニダッド・トバゴの方は輸出の大半を原油、石油製品に依拠しながら貿易収支の大幅出超を持続し、そのことが国際収支における大幅黒字の主因として作用してきた（第3表）。

ところで対外経済関係の実態はその国の対外政策のあり方に少なからざる影響を与えるものであり、旧イギリス領カリブ海諸国においてもしかりである。ここでその一例として、トリニダッド・トバゴについて言及しておこう。同国は旧イギリス領・イギリス領カリブ海地域における域内協力の推進役を演じてきたが、その過程において同国の石油輸出による外貨蓄積が強力な経済基盤として作用してきた。同国は、1968年のカリブ自由貿易連合の結成から73年のカリブ共同体・共同市場への改組を経て現在に至る域内経済統合化の過程で、その中心的役割を演じてきた。そしてまた1969年の協定調印に基づいて70年に発足したカリブ開発銀行に対しても、その加盟国に課せられた所定の分担金に加えて、さらに別枠で域内低開発諸国を対象とする低利開発金融のための資金源を提供してきた<sup>(注4)</sup>。そうして1975年半ばまでに「ジャマイカに対しては、その国際収支の悪化に対して5000万トリニダッド・トバゴ・ドルを融資し、さらにガイアナへの融資、グレナダの

第5表 バルバドス、バハマ連邦における外国人観光客数

(単位: 1,000人)

| 外国人観光客   | 年                  | 1978  | 1979  | 1980  | 1981<br>(推定値) | 変化率 (%) |      |               |
|----------|--------------------|-------|-------|-------|---------------|---------|------|---------------|
|          |                    |       |       |       |               | 1979    | 1980 | 1981<br>(推定値) |
| バルバドス 合計 |                    | 316.9 | 370.9 | 370.0 | 352.6         | 17.0    | -0.2 | -4.7          |
| 国籍別内訳    | アメリカ               | 85.5  | 91.4  | 86.0  | 74.5          | 6.9     | -5.9 | -13.4         |
|          | カナダ                | 91.0  | 92.7  | 85.0  | 70.0          | 1.9     | -8.3 | -17.6         |
|          | イギリス               | 36.3  | 49.4  | 56.2  | 72.1          | 36.1    | 13.8 | 28.3          |
|          | その他のヨーロッパ諸国        | 29.2  | 40.8  | 38.4  | 29.6          | 39.7    | -5.9 | -22.9         |
|          | カリブ共同体・共同市場<br>その他 | 55.1  | 76.0  | 85.4  | 86.7          | 37.9    | 12.4 | 1.5           |
| その他      | 19.8               | 20.6  | 19.0  | 19.7  | 4.0           | -7.8    | 3.7  |               |
| バハマ連邦 合計 |                    | 1,177 | 1,235 | 1,295 | 900*          | 4.9     | 4.9  | -11.1*        |

(出所) CEPAL, *Estudio económico de america latina 1981*, サンチャゴ, 1983年, 109, 130ページ。

(注) \* 1~9月。

政府証券購入などを行なっ」(注5)て、これらの国々にの経済開発の一助としてきた。このようにトリニダッド・トバゴは貿易収支における大幅出超に依拠しながら、旧イギリス領・イギリス領カリブ海地域内の経済協力を率先して進めてきたのである。国内政治においては、トリニダッド・トバゴは独立以降E・ウィリアムズ首相の指導の下、欧米資本主義にも社会主義にも偏向しない独自の政治路線である「第3の道」を歩んできた。同首相が1981年に事故死して後にチェインバー首相がその後継者となり、基本的な政治路線を継承している。同国が1983年のグレナダ侵攻事件に対して、旧イギリス領カリブ海諸国のなかでは例外的存在としてアメリカの軍事介入に反対する態度を崩さなかったのも、これまでにみてきたような経済・政治構造に立脚した対応として受けとめることができよう。

## 2. 貿易外収支大幅黒字型(観光収入依存型)

第2類型にはバルバドス、バハマ連邦の2カ国が含まれる。両国における貿易収支大幅黒字の主因となっているのはともに観光収入である(第3表)。食糧から原材料、燃料、機械、消費財など多岐に及ぶ品目の輸入増に対して、輸出の方は、砂

糖・熱帯果実などの伝統的産品に加えて新たな輸出品目の開発に取り組んできてはいるものの、そののびは輸入増にはるかに及ばない状態である(第4表)(注6)。一方でこのような貿易収支における長期的な入超傾向に対して、他方では観光収入を主軸とする貿易外収支の大幅黒字が国際収支の大幅逆調を補うという構造が定着している。

それではここで外国人観光客についてみてみよう。まずバルバドスでは、アメリカ、カナダからの観光客が全体の半数前後を占め、これにイギリスおよびその他のヨーロッパ諸国からの観光客を含めると70万台に達する(第5表)。バハマ連邦においてもほぼ同様の傾向が見受けられ、両国の観光業は北アメリカおよび西ヨーロッパとくにイギリスなどからの観光客に大きく依存している。旧イギリス領・イギリス領カリブ海地域は航空路、航海路においてアメリカや旧宗主国であるイギリスの主要都市と緊密に結ばれており、このことが両国からの観光客を吸引するうえで大きな要因となっていることを特記しておこう。ちなみに、1981年にバルバドス、バハマ連邦両国において外国人観光客数がかかなり減少しているが(第5表)、その主な原因の一つとして、両国は同年のアメリカ

における航空部門のストライキを重視しており、その影響で「バハマ行き飛行便は25回欠航した」(注7)、としている。

観光業は両国にとって重要産業であり、その国内総生産に占めるシェアは、バハマ連邦で1978年に50に達前後(注8)、バルバドスでは79年12.1%、81年11.8%(注9)であった。そして両国の観光業は、トリニダッド・トバゴをはじめとするカリブ共同体・共同市場の加盟国からも観光客を受け入れているもののいまだその数は相対的に少なく、アメリカ、カナダ、イギリス3国からのそれが過半を占めている。すなわちバルバドス、バハマ連邦の経済はその主要産業である観光業を通じて欧米諸国に大きく依存しているのである。このような対外的経済関係のなかにあって、バハマ連邦だけは旧イギリス領・イギリス領カリブ海諸国間の経済統合組織であるカリブ共同体・共同市場に加盟しておらず、これは現在までのところ同国が加盟による経済的利益の享受を期待していないことの反映である。

### 3. 貿易外収支・移転収支・資本収支黒字型

これからみていく第3類型に属する国々には、貿易収支、または観光収入を主軸とした貿易外収支の各黒字幅を基調として国際収支の大幅逆調化を防止している第1、第2類型のそれとは根本的に異なる国際収支構造を有する。それは以下のような理由による。すなわち第1、第2類型に属する国々には、第1次、第2次、第3次産業のいずれであれ、国内産業に立脚して国際収支の均衡を保とうとする経済構造を有している。それに対して第3類型の国々にはいずれも貿易収支において大幅赤字で、さらに貿易外収支において黒字を記録している場合でも、その黒字額は貿易収支の赤字幅を埋めるには遠く及ばず、移転収支・資本収支

の黒字分にも大幅に依存して国際収支の赤字を補填しているからである。換言すれば、第3類型に属する国々には、対外経済関係において第1・第2類型のそれよりもはるかに対外依存度が大きく、いわば国民経済存立の基盤がきわめて脆弱な状況の下におかれているのである。

第3類型に属する国々への独立は、ジャマイカを除いて、まずグレナダにおいて1974年に実現された。そしてその他の国々には、独立に至る過程でさまざまな経緯を辿った後、ここ数年間に次々と独立を達成している。このように第3類型に属する国々への独立が遅れたのは、一つには、こうした対外経済関係の現状を反映した結果とみることができよう。換言すれば、これらの国々には人口が10万人台以下の超ミニステートで、しかもベリーズを除くと人口密度が著しく高く、国民経済形成のための諸条件がとりわけ厳しい状況にあるといえる。それではここで第3類型に属するジャマイカ以外の5カ国、すなわちグレナダ、ドミニカ連邦、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン諸島、アンティグア・バービューダについて、その国際収支構造を少し立ち入って考察していこう(第3表)。

まずグレナダについてみると、観光収入を支柱とする貿易外収支、移転収支、資本収支の黒字が国際収支の大幅逆調化を防止してきた。1977年以降同国の観光収入は、994万SDRから1268万SDRを記録している。そしてそれに加えて移転収支の黒字幅は年々拡大しており、1977年以降449万SDRから2817万SDRに増加している。または資本収支黒字額も1977年の201万SDRから、81、82年には各604万、1389万SDRに達している。ところで移転収入の内訳であるが、まず民間移転収入の大半は「個人送金、移住者送金によっ

て」(注10)占められ、また公的移転収入の大半は公的援助によるものである。

またセントルシアの場合もグレナダ同様、観光収支、移転収支、資本収支ともに、国際収支の大幅な逆調化の回避要因としての役割を分け持っている。移転収支の黒字額はそのかなりの部分が移民や出稼ぎ労働者の送金によるものであり、政府援助など公的移転収支の黒字額は民間移転収支のそれより相対的に小額である。また資本収支における黒字は、前述のグレナダと異なり直接投資に依拠する部分が多い。

次いでドミニカ連邦であるが、1976年から82年にかけて観光収入は217万から362万SDRに増加している。しかしながら、貿易外収支の黒字額を移転収支のそれが大幅に凌駕しており、後者は1976年の400万SDRから79年の2120万SDRへと増加し、以後低下傾向を辿りながら82年には1137万SDRを記録している。移転収支の黒字は民間移転収入と公的移転収入によってもたらされているわけであるが、前者のうちかなりの部分は「ドミニカの海外移民送金やカナダやアメリカで雇用されているドミニカからの農業労働者の純収入」(注11)に依存している。そして後者では「政府や国際機関からの無償援助や技術協力」(注12)が大半を占めている。

さらにセントヴィンセント・グレナディーン諸島においては、貿易外収支と移転収支の黒字が主軸となり、さらに資本収支の黒字が若干それを補う構造になっている。移転収支の黒字は移民・出稼ぎ送金を中心とする民間移転収入によってその過半が担われている。またアンティグア・バーブューダにおいては貿易外収支、移転収支、資本収支の黒字が国際収支の大幅逆調化を防いでいる。とくに1979年以降直接投資額が急増し、それが資

本収支黒字幅急増の主因となっている。

以上第3類型に含まれる国ぐにのうち超ミニステートについてみてきたので、さいごにジャマイカの国際収支構造をみておこう。この国はすでにみてきたように、経済規模、経済発展において第3類型に含まれる他の国ぐにとは大きく異なっているので、その相違点に留意しながら考察していくことにする。

ジャマイカは旧イギリス領カリブ海諸国において人口規模では最大、そして最初の独立国である。独立時、35～40歳に及ぶとされた高率の失業問題を抱え、当時においてもイギリス、アメリカ両国へ大量の移住者、出稼ぎ労働者を出していた。独立後における緊急な政治課題は失業問題であり、雇用創出政策の一環として輸入代替の工業化政策が、まず繊維業を中心とする軽工業部門を対象に展開されていった。こうした工業化政策は、国内に豊富な埋蔵鉱脈を有するボーキサイトの精錬業を主軸として重化学工業化の方向をめざしてきた。しかしながらこうした工業化は、工業原材料、中間財、生産機械の輸入に加えて、エネルギー多消費産業であるボーキサイト精錬業などへのエネルギー供給のための燃料輸入を大幅に増加させていった。とくに燃料においては、石油ショック以降の原油値上がりのなかで原油輸入額の急増が続き、輸入総額に占める燃料輸入のシェアは1977年に28.9% (第4表)、79、80年には30%を超えるまでに達した。他方輸出の方はかつての伝統的主力輸出産物であった農産物のシェアが数%に減少し、他方でアルミナを主要輸出品目とする工業製品が輸出総額の70%前後を占めている(第4表)。このように工業化の進展に伴い工業製品の輸出がのびてきてはいるものの、それが輸入増を賄いきれず、貿易収支は、1977、78両年に出超を記録し

たのを除いて入超が続き、しかも入超幅が拡大してきている。そして貿易収支赤字額の補填は資本収支、民間移転収入を軸とする移転収支における黒字に加えて、さらに観光収入によって支えられている。うち資本収支は1976年に黒字幅を激減させ77年から79年にかけて赤字を記録しているが、80年以降長期資本流入に支えられて再び黒字に転じた後、黒字幅を拡大している。

ところでこうした国際収支の推移は次のような政治・経済情勢を如実に反映するものである。すなわち1972年に登場したマンレイを首相とする人民国民党(PNP)政権は社会主義路線を志向し、アメリカ、カナダ系資本所有下のボーキサイト精錬企業における株式買上げ、精糖工場の株式取得など国家の経済介入を強化していった。また1975年には旱魃による甚大な被害が発生し、経済状況が悪化するなかで、社会不安、政情不安が増大していった。こうしたなかで1976年頃から長期資本流入にブレーキがかかり、とくに77、79両年に著しい減少をみた。マンレイ政権は1980年の総選挙で敗北し、かわってジャマイカ労働党で親米中道派のシーガ政権が成立した。こうした政権交替劇のなかにあつて、マンレイ政権下で減少した長期資本流入がシーガ政権下で回復傾向を示しており、また主として移民・出稼ぎ労働者の送金によって支えられている移転収支が1979年以降大幅に増大してきている。

(注1) トリニダッド・トバゴ、ガイアナ両国の貿易収支の動向は、IMF, *Balance of Payments Statistics*, ワシントンD. C. 各年版に依拠している。

(注2) United Nations, *Yearbook of International Trade Statistics 1960*, ニューヨーク, 1962年, 537ページより算出。

(注3) 同上書 97ページより算出。

(注4) トリニダッド・トバゴの分担金枠を超えた

低利開発資金融資出資額はカリブ開発銀行創設後10年を経ないうちに500万USドルに達した。Chernick, Sidney E. 編, *The Commonwealth Caribbean: The Integration Experience*, ボルチモア, Johns Hopkins University Press, 1978年, 52ページ。

(注5) Black, Jan Knippers 他, *Area Handbook for Trinidad Tobago*, ワシントン D. C., American University, 1976年, 216ページ。

(注6) バルバドスでは繊維工業をはじめとする軽工業に加えて、外国企業の進出による技術集約産業のエレクトロニクス産業が、バハマ連邦では免税天国政策が積極的に推進され、外国企業、金融機関が誘致され、その過程で工業部門においては石油精製業、セメント、化学薬品製造業が育ってきている。新しい輸出品目としてはバルバドスで繊維製品、バハマ連邦では輸入原油を精製して再輸出する石油製品、セメント、化学薬品などが代表的である。

(注7) CEPAL〔国連ラテンアメリカ経済委員会〕, *Estudio economico de america latina 1981*, サンチャゴ, 1983年, 108ページ。

(注8) 同上書 112ページ。

(注9) 同上書 120ページ。

(注10) IMF, *Balance of Payments Statistics*, 第34巻第1部, ワシントン D. C., 1983年, 227ページ。

(注11) 同上書 149ページ。

(注12) 同上。

## むすびにかえて

以上旧イギリス領カリブ海諸国の対外経済関係を各国の国際収支構造の考察をとおしてみてきた。これらの国々にはカリブ海に浮かぶ、あるいはその沿岸の、人口規模、国土面積ともに小規模のミニステートである。そしてこれらのミニステートは域内先進諸国とされるジャマイカ、トリニダッド・トバゴ、ガイアナ、バルバドス、バハマ連邦の5カ国と、域内低開発諸国とされるグレナダ、ドミニカ連邦、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン諸島、ベリーズ、アンティグ

ア・バービューダ、セントクリストファー・ネイビスの7カ国に分けられる。両者の間には経済発展段階においてかなりの格差がみられるのに加えて、人口規模の点でも前者が20万人以上であるのに対し、後者は10万人台以下の超ミニステートである。

旧イギリス領カリブ海諸国の国際収支構造は、石油輸出国として貿易における大幅な出超を蓄積してきているトリニダッド・トバゴ、また主としてボーキサイト・アルミナに加えて、砂糖・糖蜜や米など伝統的産品の輸出に依拠しながら貿易収支の均衡を辛うじて維持しているガイアナを除いて、いずれの国ぐにでも貿易収支における大幅な赤字構造が定着してしまっている。そしてこの貿易赤字への対応策は、観光収入に加えて、移民や出稼ぎ労働者からの送金、外国からの無償援助や資本借入などに求められている。観光業に力を入れ、主として観光収入に国際収支赤字の補填を求めているバルバドス、バハマ連邦は、第1次、第2次産業の開発における厳しい制約条件を、観光業の育成・強化をとおして克服しようとしている。それに対して城内低開発諸国は、観光収入に加えて移民送金、出稼ぎ収入、資本借入援助受入などの形で外国に依存し、国際収支の赤字補填を行なわざるを得ない状況にある。

このように旧イギリス領カリブ海諸国においては一国単位での経済自立はきわめて困難な状況の下におかれており、経済開発政策における工業化論や農工均衡発展論といった議論では包摂し尽せない経済開発上の厳しい制約条件を抱え込んでいる。

以上の考察をとおして、旧イギリス領カリブ海諸国における経済開発問題を考えるうえで重要と思われる点を提示して、今後の研究課題としたい。

それは第1に経済開発政策の対象領域を第1次、第2次産業から第3次産業にまで拡大して考察すること、第2に一国単位では経済自立が不可能なミニステートの寄り集まりである以上、地域統合化への道が重視されなければならないが、城内統合化の方向としては、工業化を軸とする経済開発路線の枠内に留まらず、より広範囲に及ぶ城内協力の可能性を追求すること、である。後者についてはこれまでにカリブ自由貿易連合からカリブ共同体・共同市場へ至る試みとして模索されてきたが、そこで目標とされたのはモノカルチャー経済からの脱出策としての工業化と、その延長線としての城内経済統合へ至る道であった。しかし工業化に的をしぼった経済開発路線では、特に超ミニステートである城内低開発諸国における成果が望み薄で、現在カリブ共同体・共同市場では城内格差、城内貿易拡大の頭打ちといった諸問題が深刻化してきている。城内加盟諸国への開発資金融資を目的として設立されたカリブ開発銀行に対しては、イギリス、アメリカ、カナダの大口出資国に加えてトリニダッド・トバゴも資金拠出に協力してきた。しかしながらトリニダッド・トバゴの融資力はそれほど大きくなく、資金面においてもアメリカ、イギリス、カナダへの依存度が高まっている。こうした状況のなかにあって、今後この地域が力を入れるべき城内統合の方向としては、第3次産業をも含めた産業開発、貿易政策に加えて、城内のインフラストラクチャー開発、労働力移動、開発融資政策をも含めた広義の経済統合への道があると思われる。

(上智大学助教授)

第3表 旧イギリス領カリブ海諸国の国際収支

(1) 貿易収支黒字・均衡型

(単位: 100万 SDR)

|                             | トリニダッド・トバゴ      |                 |                 |                 |                 |                  |                  | ガイアナ           |                |                |                |                |                |                |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                             | 1975            | 1976            | 1977            | 1978            | 1979            | 1980             | 1981             | 1975           | 1976           | 1977           | 1978           | 1979           | 1980           | 1981           |
| 商品輸出 (f.o.b.)               | 813.2           | 912.5           | 1,006.6         | 976.0           | 1,276.2         | 1,985.5          | 2,146.6          | 289.4          | 242.1          | 222.1          | 236.1          | 226.6          | 298.8          | 293.8          |
| 商品輸入 (f.o.b.)               | -536.7          | -656.7          | -736.6          | -834.2          | -1,019.4        | -1,343.0         | -1,482.5         | -251.9         | -286.6         | -245.6         | -202.5         | -223.5         | -296.9         | -338.9         |
| A. 貿易収支                     | 276.5           | 255.8           | 270.0           | 141.7           | 256.8           | 642.5            | 664.1            | 37.5           | -44.5          | -23.4          | 33.6           | 3.0            | 1.9            | -45.1          |
| その他の財・サービス・所得収入<br>(うち観光収入) | 284.8<br>(64.5) | 343.3<br>(67.4) | 385.6<br>(80.5) | 373.6<br>(88.7) | 447.6<br>(94.6) | 637.0<br>(117.5) | 742.9<br>(131.7) | 16.8<br>(-4.3) | 13.2<br>(-5.5) | 13.8<br>(-2.9) | 14.5<br>(-4.1) | 17.2<br>(-4.9) | 17.1<br>(-6.5) | 21.7<br>(-9.1) |
| その他の財・サービス・所得支出             | -270.6          | -352.1          | -479.8          | -450.9          | -695.7          | -924.3           | -1,090.2         | -69.6          | -87.1          | -70.6          | -66.6          | -84.7          | -116.6         | -132.0         |
| B. 貿易外収支                    | 14.2            | -8.8            | -94.2           | -77.3           | -248.1          | -287.3           | -347.3           | -52.8          | -73.9          | -56.8          | -52.1          | -67.5          | -99.5          | -110.3         |
| 民間移転収支                      | -9.0            | -9.1            | -13.6           | -16.6           | -21.0           | -33.4            | -57.0            | -3.6           | -3.8           | -3.0           | 0.2            | 0.2            | 0.8            | 3.6            |
| 公的移転収支                      | -8.5            | -16.9           | -13.1           | -13.7           | -14.4           | -16.9            | -19.9            | -1.4           | -1.5           | -0.3           | -5.4           | 0.2            | -1.4           | -4.3           |
| C. 移転収支                     | -17.5           | -26.0           | -26.7           | -30.3           | -35.4           | -50.3            | -76.9            | -5.0           | -5.3           | -3.3           | -5.2           | 0.4            | -0.6           | -0.7           |
| D. 経常収支(A+B+C)              | 273.3           | 221.1           | 149.1           | 34.1            | -26.3           | 304.9            | 240.0            | -20.3          | -123.7         | -83.5          | -23.6          | -64.2          | -98.2          | -156.1         |
| 直接投資                        | —               | 114.4           | 71.6            | 102.9           | 72.6            | 141.7            | 218.9            | 0.7            | -22.6          | -1.5           | —              | 0.5            | 0.4            | 0.6            |
| 証券投資                        | -0.9            | -8.2            | -0.9            | 79.5            | -3.0            | -14.7            | 1.1              | 3.1            | -0.8           | -0.9           | -1.2           | 2.7            | 2.0            | —              |
| その他の長期資本投資                  | -40.1           | -315.1          | -22.2           | -0.4            | 292.6           | -173.9           | -182.6           | 63.3           | 39.6           | 26.4           | 27.2           | 18.6           | 23.7           | 43.4           |
| E. 直接投資・長期資本収支              | -41.0           | 12.2            | 197.6           | 216.1           | 335.9           | 258.0            | 277.4            | 67.1           | 16.2           | 24.0           | 26.0           | 21.8           | 26.1           | 44.0           |
| 公共部門                        | -10.7           | -1.2            | -8.4            | -12.3           | -8.6            | -13.5            | -25.0            | —              | —              | -1.3           | -1.4           | 0.5            | 4.6            | —              |
| 預金銀行                        | 5.8             | -3.3            | 5.7             | 15.4            | -22.0           | 24.1             | 11.3             | -2.8           | 0.7            | 3.6            | 3.2            | 0.2            | -1.7           | 6.5            |
| その他                         | —               | -21.6           | 46.9            | 10.4            | -17.1           | -94.4            | -6.6             | -0.4           | -4.2           | —              | —              | —              | —              | 0.6            |
| F. 短期資本収支                   | -4.9            | -26.1           | 44.3            | 13.5            | -47.8           | -83.8            | -20.3            | -3.2           | -3.5           | 2.3            | 1.8            | 0.8            | 2.9            | 7.1            |
| G. 資本収支(E+F)                | -45.9           | -13.9           | 241.9           | 229.6           | 288.1           | 174.2            | 257.1            | 63.9           | 12.7           | 26.3           | 27.8           | 22.6           | 29.0           | 51.1           |
| H. 特別融資収支                   | —               | —               | —               | —               | —               | —                | —                | 13.1           | 22.6           | 39.3           | -8.0           | 3.7            | 36.9           | 91.5           |
| I. 調整項目                     | -51.3           | 59.8            | -38.3           | -95.7           | -26.1           | 69.6             | 103.8            | —              | -1.4           | -0.8           | -1.7           | 2.9            | 2.4            | 8.7            |
| J. 誤差・脱漏                    | 150.1           | -33.7           | -10.8           | 5.8             | 4.2             | 7.2              | 94.9             | -15.7          | 12.2           | 8.3            | 16.7           | -6.5           | -0.3           | -8.5           |
| K. 国際収支(A~J)                | 326.2           | 223.3           | 341.9           | 173.8           | 239.9           | 555.8            | 695.7            | 41.0           | -77.6          | -10.5          | 11.1           | -41.5          | -30.3          | -13.4          |

旧イギリス領カリブ海諸国の対外経済関係

## (2) 貿易外収支大幅黒字型（観光収入依存型）

|                     | パ ル バ ド ス |        |        |         |         |         |         |         | バ ハ マ 連 邦 |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------------|-----------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                     | 1975      | 1976   | 1977   | 1978    | 1979    | 1980    | 1981    | 1982    | 1975      | 1976    | 1977    | 1978    | 1979    | 1980    | 1981    | 1982    |
| 商 品 輸 出 (f.o.b.)    | 77.8      | 65.9   | 73.1   | 88.6    | 101.8   | 138.9   | 138.0   | 188.6   | 95.7      | 129.4   | 116.3   | 116.4   | 131.9   | 154.0   | 150.0   | 200.7   |
| 商 品 輸 入 (f.o.b.)    | -162.3    | -189.8 | -214.3 | -230.1  | -292.9  | -368.0  | -442.2  | -453.9  | -279.2    | -337.4  | -331.5  | -372.5  | -462.0  | -615.8  | -669.8  | -672.0  |
| A. 貿 易 収 支          | -84.5     | -123.8 | -141.2 | -141.4  | -191.9  | -229.1  | -304.2  | -265.3  | -183.5    | -208.0  | -215.2  | -256.1  | -330.1  | -461.8  | -519.8  | -471.2  |
| その他の財・サービス・<br>所得収入 | 104.0     | 116.1  | 149.6  | 174.6   | 239.9   | 301.1   | 333.0   | 378.7   | 490.6     | 469.4   | 491.4   | 551.4   | 605.0   | 737.2   | 831.2   | 874.2   |
| (うち観光収入)            | (63.6)    | (72.1) | (95.2) | (110.0) | (160.0) | (193.9) | (222.8) | (229.5) | (257.5)   | (318.5) | (353.2) | (395.6) | (434.6) | (457.4) | (539.1) | (605.8) |
| その他の財・サービス・<br>所得支出 | -59.6     | -58.8  | -66.1  | -71.4   | -92.3   | -108.1  | -144.6  | -166.7  | -263.0    | -180.4  | -207.8  | -248.8  | -259.4  | -286.2  | -377.1  | -425.7  |
| B. 貿 易 外 収 支        | 44.4      | 57.3   | 83.5   | 103.2   | 147.6   | 193.0   | 188.4   | 212.0   | 227.6     | 289.0   | 283.6   | 302.6   | 345.6   | 451.0   | 454.1   | 448.5   |
| 民間移転収支              | 5.6       | 9.4    | 10.9   | 11.6    | 13.1    | 16.5    | 20.4    | 15.5    | -12.3     | -14.3   | -15.9   | -17.7   | -12.2   | -15.1   | -11.7   | -15.9   |
| 公的移転収支              | 0.4       | 1.6    | 2.7    | 1.7     | 3.8     | —       | -5.2    | 5.5     | 3.9       | 4.2     | 4.6     | 5.9     | 9.1     | 13.7    | 9.4     | 19.4    |
| C. 移 転 収 支          | 6.0       | 11.0   | 13.6   | 13.3    | 16.9    | 16.5    | 15.2    | 21.0    | -8.4      | -10.1   | -11.3   | -11.8   | -3.1    | -1.4    | -2.3    | 3.5     |
| D. 経常収支(A+B+C)      | -34.0     | -55.6  | -44.0  | -25.0   | -26.5   | -19.7   | -100.6  | -32.3   | 35.7      | 70.9    | 57.0    | 34.7    | 12.4    | -12.2   | -68.0   | -19.3   |
| 直接投資                | 18.2      | 5.4    | 4.0    | 7.4     | 3.9     | 0.7     | 6.0     | 4.0     | 40.0      | 10.6    | 26.7    | -0.6    | 7.5     | 2.9     | 29.2    | 2.7     |
| 証券投資                | 0.1       | 0.1    | 0.5    | 1.6     | -2.0    | 2.3     | 1.4     | -0.7    | —         | -1.3    | 5.8     | -1.8    | -2.5    | -2.2    | -2.6    | …       |
| その他の長期資本投資          | 1.8       | 15.1   | 17.3   | 8.4     | -14.6   | -4.9    | 30.9    | 4.8     | -9.1      | -3.1    | 1.2     | -17.3   | -1.7    | 7.2     | 95.9    | 62.9    |
| E. 直接投資・長期資本収支      | 20.1      | 20.6   | 21.8   | 17.4    | -12.7   | -1.9    | 38.3    | 8.1     | 30.9      | 6.2     | 33.6    | -19.7   | 3.4     | 7.9     | 122.6   | 65.6    |
| 公共部門                | -0.1      | 0.1    | -0.6   | -0.5    | 0.6     | 0.2     | 0.5     | -7.2    | —         | —       | —       | —       | —       | —       | —       | —       |
| 預金銀行                | -6.2      | 1.8    | -2.7   | -4.2    | 6.8     | 7.4     | 12.7    | -3.4    | -19.4     | -10.9   | 9.0     | 1.0     | -14.8   | -3.9    | 15.8    | -0.9    |
| その他                 | 2.8       | 1.9    | 5.0    | 12.7    | 15.6    | 19.7    | 2.4     | 14.9    | —         | —       | —       | —       | —       | —       | —       | —       |
| F. 短期資本収支           | -3.5      | 3.8    | 1.6    | 7.9     | 23.1    | 27.4    | 15.6    | 4.2     | -19.4     | -10.9   | 9.0     | 1.0     | -14.8   | -3.9    | 15.8    | -0.9    |
| G. 資 本 収 支 (E+F)    | 16.6      | 24.4   | 23.3   | 25.3    | 10.4    | 25.5    | 53.9    | 12.3    | 11.5      | -4.7    | 42.6    | -18.7   | -11.4   | 4.0     | 106.8   | 64.7    |
| H. 特別融資収支           | —         | —      | 8.5    | —       | —       | 13.8    | 65.9    | -0.4    | —         | —       | —       | —       | —       | —       | —       | —       |
| I. 調 整 項 目          | -5.5      | 2.1    | -3.4   | -1.1    | 0.4     | 4.0     | 37.0    | -4.5    | 1.7       | 0.6     | -2.6    | -4.7    | 2.3     | 5.3     | 9.4     | 8.9     |
| J. 誤 差 ・ 脱 漏        | 24.6      | 20.8   | 13.5   | 16.5    | 19.9    | -6.0    | -31.2   | 22.2    | -44.1     | -71.5   | -82.7   | -21.8   | 10.9    | 16.4    | -66.1   | -37.5   |
| K. 国 際 収 支 (A~J)    | 1.7       | -8.3   | -2.0   | 15.7    | 4.1     | 17.6    | 25.1    | -2.6    | 4.8       | -4.7    | 14.4    | -10.5   | 14.3    | 13.5    | 13.7    | 16.8    |

## (3) 貿易外収支・移転収支・資本収支黒字型

|                             | グレナダ            |                  |                  |                  |                  |                  | ドミニカ連邦         |                |                |                |                |                |                |
|-----------------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                             | 1977            | 1978             | 1979             | 1980             | 1981             | 1982             | 1976           | 1977           | 1978           | 1979           | 1980           | 1981           | 1982           |
| 商品輸出(f.o.b.)                | 12.21           | 13.50            | 16.56            | 13.37            | 16.11            | 16.85            | 9.61           | 10.28          | 12.70          | 7.28           | 7.45           | 16.20          | 22.19          |
| 商品輸入(f.o.b.)                | -24.45          | -26.64           | -34.69           | -40.16           | -48.64           | -58.71           | -14.96         | -17.05         | -20.69         | -27.72         | -37.16         | -38.31         | -39.11         |
| A. 貿易収支                     | -12.23          | -13.15           | -18.12           | -26.79           | -32.53           | -41.86           | -5.35          | -6.77          | -7.99          | -20.45         | -29.70         | -22.12         | -16.92         |
| その他の財・サービス・所得収入<br>(うち観光収入) | 12.76<br>(9.94) | 13.34<br>(11.50) | 14.24<br>(11.84) | 13.22<br>(12.68) | 12.47<br>(11.79) | 12.77<br>(11.78) | 2.51<br>(2.17) | 2.83<br>(2.57) | 2.64<br>(2.48) | 7.59<br>(2.01) | 4.76<br>(2.23) | 3.90<br>(2.71) | 4.53<br>(3.62) |
| その他の財・サービス・所得支出             | -3.90           | -6.18            | -6.34            | -6.94            | -11.99           | -16.29           | -1.76          | -2.22          | -3.03          | -3.78          | -4.87          | -5.02          | -6.00          |
| B. 貿易外収支                    | 8.86            | 7.16             | 7.90             | 6.28             | 0.48             | -3.52            | 0.75           | 0.61           | -0.39          | -3.81          | -0.11          | -1.12          | -1.47          |
| 民間移転収支                      | 3.85            | 5.59             | 6.19             | 10.30            | 12.38            | 13.04            | 1.13           | 1.46           | 2.88           | 5.26           | 4.84           | 4.92           | 6.34           |
| 公的移転収支                      | 0.63            | 0.64             | 5.34             | 9.73             | 10.86            | 15.12            | 2.51           | 3.43           | 4.47           | 15.94          | 13.68          | 7.71           | 5.03           |
| C. 移転収支                     | 4.49            | 6.23             | 11.53            | 20.05            | 23.22            | 28.17            | 3.64           | 4.89           | 7.35           | 21.20          | 18.52          | 12.63          | 11.37          |
| D. 経常収支(A+B+C)              | 1.12            | 0.24             | 1.32             | -0.46            | -8.73            | -17.21           | -0.95          | -1.28          | -1.04          | 4.57           | -11.29         | -10.61         | -7.01          |
| 直接投資                        | -0.09           | 1.12             | —                | —                | —                | 1.72             | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              |
| 証券投資                        | —               | -0.41            | —                | 0.04             | -0.28            | —                | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              |
| その他の長期資本投資                  | 1.37            | 0.71             | 1.72             | 0.96             | 6.53             | 6.37             | 1.30           | 1.71           | 0.88           | 0.55           | 1.30           | 2.06           | 6.57           |
| E. 直接投資・長期資本収支              | 1.28            | 1.41             | 1.71             | 1.00             | 6.25             | 8.10             | 1.30           | 1.71           | 0.88           | 0.55           | 1.30           | 2.06           | 6.57           |
| 公共部門                        | —               | —                | —                | —                | —                | —                | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              |
| 預金銀行                        | 0.73            | -0.66            | -0.60            | 0.32             | -0.21            | 5.79             | -0.69          | 0.47           | 0.30           | -2.00          | 1.59           | 0.67           | -1.74          |
| その他                         | —               | —                | —                | —                | —                | —                | 0.17           | 0.17           | -0.16          | 0.08           | —              | —              | —              |
| F. 短期資本収支                   | 0.73            | -0.66            | -0.60            | 0.32             | -0.21            | 5.79             | -0.52          | 0.64           | 0.14           | -1.92          | 1.59           | 0.67           | -1.74          |
| G. 資本収支(E+F)                | 2.01            | 0.75             | 1.11             | 1.32             | 6.04             | 13.89            | 0.78           | 2.35           | 1.02           | -1.37          | 2.89           | 2.73           | 4.83           |
| 補助金・援助<br>(スタベックス補助金他)      | —<br>0.21       | —<br>0.61        | —<br>0.61        | 0.03<br>0.51     | 0.08<br>0.01     | 0.01<br>—        | —<br>—         | —<br>—         | —<br>—         | —<br>—         | —<br>—         | 0.01<br>—      | 0.04<br>0.36   |
| H. 特別融資収支                   | 0.21            | 0.61             | 0.61             | 0.54             | 0.09             | 0.01             | —              | —              | —              | —              | —              | 0.01           | 0.40           |
| I. 調整項目                     | -0.29           | -0.49            | 0.19             | 0.62             | 1.31             | 0.76             | 0.06           | 0.08           | 0.12           | 0.33           | 0.03           | -0.16          | -0.10          |
| J. 誤差・脱漏                    | -3.45           | -0.33            | -1.40            | -0.36            | -1.19            | -2.80            | -1.04          | -2.23          | 0.58           | -11.65         | 12.12          | 3.97           | -2.26          |
| K. 国際収支(A~J)                | -0.40           | 0.78             | 1.84             | 1.62             | -2.56            | -5.35            | -1.15          | -1.08          | 0.68           | -8.12          | 3.73           | -4.06          | -4.15          |

## (3)のつづき

|                             | セントルシア           |                  |                  |                  |                  |                  |                  | セントヴィンセント・グレナディーン諸島 |                  |                  |                  |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|
|                             | 1976             | 1977             | 1978             | 1979             | 1980             | 1981             | 1982             | 1978                | 1979             | 1980             | 1981             |
| 商品輸出(f.o.b.)                | 16.54            | 19.36            | 21.41            | 24.69            | 35.34            | 35.28            | 37.68            | 14.46               | 14.71            | 15.29            | 22.73            |
| 商品輸入(f.o.b.)                | -37.79           | -46.17           | -60.12           | -71.20           | -86.47           | -99.14           | -97.07           | -26.29              | -32.58           | -39.95           | -44.95           |
| A. 貿易収支                     | -21.25           | -26.81           | -38.71           | -46.51           | -51.13           | -63.86           | -59.39           | -11.83              | -17.87           | -24.66           | -22.22           |
| その他の財・サービス・所得収入<br>(うち観光収入) | 11.26<br>(10.83) | 16.02<br>(15.25) | 23.16<br>(22.12) | 27.32<br>(25.85) | 31.89<br>(31.12) | 33.92<br>(32.65) | 38.22<br>(36.78) | 9.03<br>(8.87)      | 14.32<br>(14.09) | 18.75<br>(18.44) | 21.88<br>(21.37) |
| その他の財・サービス・所得支出             | -5.86            | -7.19            | -10.65           | -10.84           | -17.56           | -20.78           | -23.67           | -4.62               | -7.98            | -8.68            | -10.86           |
| B. 貿易外収支                    | 5.40             | 8.83             | 12.51            | 16.48            | 14.33            | 13.14            | 14.55            | 4.41                | 6.34             | 10.07            | 11.02            |
| 民間移転収支                      | 7.10             | 6.51             | 6.15             | 6.04             | 8.53             | 12.64            | 9.96             | 7.43                | 6.04             | 6.84             | 6.87             |
| 公的移転収支                      | 4.07             | 2.14             | 1.63             | 3.25             | 2.85             | 4.58             | 6.70             | 2.16                | 2.55             | 3.84             | 3.82             |
| C. 移転収支                     | 11.17            | 8.65             | 7.83             | 9.29             | 11.38            | 17.22            | 16.66            | 9.59                | 8.59             | 10.68            | 10.69            |
| D. 経常収支(A+B+C)              | -4.67            | -9.34            | -18.37           | -20.74           | -25.43           | -33.50           | -28.17           | 2.16                | -2.94            | -3.92            | -0.51            |
| 直接投資                        | 2.60             | 11.13            | 16.45            | 20.12            | 23.74            | 32.40            | 18.12            | -0.40               | 0.23             | 0.85             | 0.42             |
| 証券投資                        | -0.12            | —                | —                | 0.06             | —                | 0.25             | 4.04             | —                   | —                | —                | —                |
| その他の長期資本投資                  | 2.28             | 1.63             | 2.16             | 2.23             | 1.24             | 2.38             | 1.39             | 0.88                | 2.63             | 3.07             | 2.46             |
| E. 直接投資・長期資本収支              | 4.76             | 12.76            | 18.61            | 22.42            | 24.98            | 35.03            | 23.55            | 0.48                | 2.86             | 3.92             | 2.88             |
| 公共部門                        | —                | —                | —                | —                | —                | —                | —                | —                   | —                | —                | —                |
| 預金銀行                        | -2.05            | -0.43            | 1.41             | 2.29             | 0.67             | -0.92            | -0.66            | 0.08                | -1.38            | 1.22             | -2.10            |
| その他                         | —                | —                | —                | —                | —                | —                | —                | -0.48               | -0.54            | —                | -0.76            |
| F. 短期資本収支                   | -2.05            | -0.43            | 1.41             | 2.29             | 0.67             | -0.92            | -0.66            | -0.40               | -1.92            | 1.22             | -2.87            |
| G. 資本収支(E+F)                | 2.71             | 12.33            | 20.02            | 24.71            | 25.65            | 34.11            | 22.89            | 0.08                | 0.94             | 5.14             | 0.01             |
| 補助金・援助<br>(スタベックス補助金他)      | —                | —                | —                | —                | —                | —                | —                | —                   | —                | —                | —                |
| H. 特別融資収支                   | —                | —                | —                | —                | —                | —                | —                | —                   | —                | —                | —                |
| I. 調整項目                     | 0.40             | -0.58            | -1.42            | -2.03            | 0.05             | 1.22             | -1.97            | 0.28                | 0.10             | -0.02            | -0.39            |
| J. 誤差・脱漏                    | -0.04            | -2.52            | -1.40            | -3.70            | -2.56            | -5.25            | 7.49             | -2.83               | -0.62            | -0.04            | -2.83            |
| K. 国際収支(A~J)                | -1.61            | -0.10            | -1.17            | -1.75            | -2.30            | -3.42            | 0.23             | -0.31               | -2.51            | 1.16             | -3.71            |

|                             | アンティグア・バービューダ    |                  |                  |                  |                  | ジャマイカ            |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                  |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|                             | 1977             | 1978             | 1979             | 1980             | 1981             | 1975             | 1976            | 1977            | 1978             | 1979             | 1980             | 1981             | 1982             |
| 商品輸出(f.o.b.)                | 5.65             | 10.06            | 7.89             | 21.28            | 28.49            | 666.0            | 568.5           | 631.9           | 663.8            | 633.3            | 739.7            | 826.0            | 695.1            |
| 商品輸入(f.o.b.)                | -31.69           | -33.62           | -51.43           | -78.92           | -107.38          | -798.6           | -685.7          | -571.0          | -599.1           | -683.0           | -797.7           | -1,099.7         | -1,095.0         |
| A. 貿易収支                     | -26.04           | -23.55           | -43.53           | -57.64           | -78.89           | -132.6           | -117.1          | 60.9            | 64.7             | -49.8            | -58.0            | -273.7           | -399.9           |
| その他の財・サービス・所得収入<br>(うち観光収入) | 21.42<br>(21.16) | 23.65<br>(23.56) | 30.35<br>(29.95) | 33.19<br>(32.65) | 40.20<br>(39.35) | 258.2<br>(105.8) | 248.2<br>(91.6) | 230.6<br>(90.4) | 270.5<br>(117.3) | 311.7<br>(151.2) | 352.6<br>(184.9) | 445.9<br>(241.2) | 546.8<br>(304.5) |
| その他の財・サービス・所得支出             | -6.00            | -6.00            | -9.48            | -12.90           | -17.45           | -381.3           | -398.3          | -344.7          | -395.8           | -431.4           | -491.8           | -563.3           | -648.5           |
| B. 貿易外収支                    | 15.42            | 17.64            | 20.85            | 20.30            | 22.75            | -123.1           | -150.1          | -114.1          | -125.3           | -119.7           | -139.2           | -117.4           | -101.7           |
| 民間移転収支                      | 1.03             | 2.96             | 3.17             | 3.76             | 5.51             | 18.7             | 1.7             | 12.9            | 12.1             | 54.2             | 62.8             | 104.6            | 121.8            |
| 公的移転収支                      | 1.37             | 1.20             | 1.47             | 3.15             | 3.05             | 4.1              | 3.4             | 4.3             | 8.5              | 7.8              | 6.9              | 0.8              | 14.4             |
| C. 移転収支                     | 2.40             | 4.16             | 4.64             | 6.91             | 8.56             | 22.8             | 5.1             | 17.2            | 20.6             | 62.0             | 69.7             | 105.4            | 136.2            |
| D. 経常収支(A+B+C)              | -8.22            | -1.76            | -18.03           | -30.43           | -47.58           | -232.9           | -262.1          | -36.1           | -39.9            | -107.5           | -127.5           | -285.6           | -373.6           |
| 直接投資                        | 1.88             | -5.51            | 15.17            | 23.20            | 32.06            | -1.5             | -0.5            | -8.3            | -21.2            | -20.4            | 21.3             | -9.8             | -14.3            |
| 証券投資                        | —                | —                | —                | —                | —                | -3.4             | 3.3             | —               | —                | —                | —                | —                | —                |
| その他の長期資本投資                  | 5.69             | 8.31             | 0.97             | 6.88             | 14.37            | 169.7            | 70.9            | 44.9            | -84.4            | 0.8              | 86.6             | 52.7             | 223.5            |
| E. 直接投資・長期資本収支              | 7.58             | 2.79             | 16.14            | 30.08            | 46.43            | 164.8            | 73.7            | 36.6            | -105.6           | -19.6            | 107.9            | 42.9             | 209.2            |
| 公共部門                        | —                | —                | —                | —                | —                | 12.9             | -8.7            | —               | —                | 6.1              | 2.2              | 9.1              | 10.1             |
| 預金銀行                        | 0.86             | -1.36            | 1.86             | -0.23            | 1.70             | 1.9              | 4.2             | -0.1            | 3.8              | 2.1              | -8.8             | 15.7             | -10.9            |
| その他                         | —                | —                | —                | —                | —                | 55.1             | -38.1           | -59.4           | -12.0            | 5.3              | -16.7            | -9.4             | 54.2             |
| F. 短期資本収支                   | 0.86             | -1.36            | 1.86             | -0.23            | 1.70             | 69.9             | -42.5           | -59.4           | -8.1             | 13.5             | -23.3            | 15.3             | 53.4             |
| G. 資本収支(E+F)                | 8.44             | 1.43             | 18.00            | 29.85            | 48.13            | 234.7            | 31.2            | -22.8           | -113.7           | -6.1             | 84.6             | 58.2             | 262.6            |
| 補助金・援助<br>(スタベックス補助金他)      | —                | —                | —                | —                | —                | —                | —               | —               | —                | —                | —                | —                | —                |
| H. 特別融資収支                   | —                | —                | —                | —                | —                | 22.9             | 14.5            | 30.7            | 80.0             | -6.3             | 114.6            | 17.0             | 70.1             |
| I. 調整項目                     | 0.21             | 1.86             | -1.37            | -0.23            | -0.58            | 8.0              | -2.4            | 2.0             | -2.1             | 3.1              | 1.7              | 20.5             | -1.7             |
| J. 誤差・脱漏                    | 3.70             | -2.16            | -2.45            | 2.51             | -0.31            | -68.4            | 37.9            | -1.1            | 28.8             | -3.2             | -23.2            | -14.7            | -5.0             |
| K. 国際収支(A~J)                | 4.12             | -0.62            | -3.86            | 1.71             | -0.34            | -35.8            | -180.9          | -27.4           | -47.0            | -120.1           | 50.3             | -204.5           | -47.6            |

(出所) IMF., *Balance of Payments Statistics*, 第34巻第1部, ワシントン D. C., 1983年より作成。